令和８年 11 月５日

日本ケアマネジメント推進議員連盟
会　長　田村　憲久　先生

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会　長　　柴口　里則
日本介護支援専門員連盟
会　長　　初山　昌平

令和９年度介護報酬改定等にあたっての要望

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、利用者の「その人らしい生活」を支えるために、その家族を含め幅広い支援を行っております。また、介護保険法において、ケアマネジメントの専門職として、その重責を認識して努力を重ねてきました。利用者の自立支援はもちろんのこと、医療・介護連携促進や介護保険以外のサービスへの対応、家族介護者の介護離職防止のための相談支援、災害時の被災者支援や、利用者等が納得できるまで各種サービスの提示と説明をし、利用者の状態に応じ意思決定を支援する等、介護保険制度の要として公正中立なケアマネジメントを行ってまいりました。

そうした中、複合的な課題を抱える高齢者や頼れる身寄りのない高齢者の増加に伴い、ひとり暮らしによる家族機能低下や認知症等に起因する通院や入院時のサポートが増え、介護支援専門員が必要に迫られて対応する場面も増加しております。

他方で、他産業における賃金上昇と比べた介護支援専門員および主任介護支援専門員の処遇の状況や、介護支援専門員実務研修受講試験の受験者の減少などにより、人材確保がますます困難になってきております。加えて、介護支援専門員が利用者やその家族等からハラスメントの被害に遭うケースも報告されており、訪問時の安全対策についても強く求められております。

居宅介護支援事業所は人員規模も小さく、経営基盤は他の介護保険サービスに比して弱いです。ケアマネジメントに関する報酬・基準を検討するにあたっては、居宅介護支援事業所において、介護支援専門員がより質の高いケアマネジメントができる環境作りと介護支援専門員の魅力発信が必要と考え、下記のとおり適切に評価していただくことを要望いたします。

令和９年度介護報酬改定等事項に関して

１．　介護支援専門員、主任介護支援専門員の人材確保・定着へ向けた処遇改善加算、居宅介護支援事業所における基本報酬等の引き上げ

（１）介護報酬等における処遇改善の原資となる、居宅介護支援・介護予防支援に関する基本報酬および処遇改善加算の加算率の介護職員相当への引き上げ

介護支援専門員の人材確保は近年急速に困難になってきており、有効求人倍率は8.24倍[i]で、同じ調査による介護職員等を大きく上回る状況となっています。当協会の居宅介護支援事業所の介護支援専門員等を対象とした調査[ii]では居宅介護支援事業所に常勤専従で勤務する介護支援専門員の平均月額給与額は382,536円となっており、令和７年度介護経営概況調査における介護支援専門員の給与費429,647円[iii]に比べ47,111円低い結果となっております。さらに、介護支援専門員の資格は医療・福祉・介護の法定資格取得以降５年経験の後に取得しますが、上乗せ措置が講じられている有資格の介護職員（例；介護老人福祉施設介護福祉士；430，505円）よりも低い結果[iv]となっています。また、居宅介護支援事業所の40%は赤字経営[v]となっており、光熱水費等物価高騰の影響もあり厳しい経営環境にあります。

このため、現在の物価高騰よる事業所経費の増加に応じた検討と合わせ、介護支援専門員の人材確保・定着へ向けて、居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所等において処遇改善が可能となるように基本報酬の引き上げを要望します。

（２）生産性向上等を要件とした、処遇改善加算上乗せ分への対象化

介護支援専門員・主任介護支援専門員の人材不足については、前述の通り顕著であり、介護支援専門員はもちろん、特に地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に従事する主任介護支援専門員の確保が困難となる事例も生じています。このため、処遇改善加算にある生産性向上に資する事業所としての加算上乗せ要件に関して、ケアプランデータ連携システムの導入状況は53.1%（令和８年７月31日時点）と道半ばであり、活用のさらなる推進への評価として施設サービス等と同様に、生産性向上に資する評価を要望します。事例としては、音声入力システムや在宅や訪問先からのリアルタイムアクセス、AI等をはじめとした効率性・効果的な仕組みを導入した生産性向上に資する事業所の評価が進んでおりますが、これらも参考に他職種同様に処遇改善加算の上乗せ分についての対象となりますようお願いいたします。

（３）新たな相談支援類型（登録施設介護支援、登録施設介護予防支援）創設における介護報酬上の加算も含めた、居宅介護支援相当の評価

利用者が自宅から有料老人ホーム等に入居した後も継続してケアマネジメントを担う居宅介護支援事業所は、有料老人ホーム等と同一建物内もしくは併設して設置しているとは限らず、地域内に独立して運営していることが一般的です。加えて、同一の有料老人ホームの入居者を多数担当するわけではありません。このため、居宅介護支援事業所のケアマネジャーは通常の居宅介護支援と同様に、担当する利用者が入居

する有料老人ホームに個別に訪問することとなり、また、ホーム側との調整も必要となるため、通常の居宅介護支援よりも負担が大きくなる場合も少なくありません。
また、新たな相談支援類型には、地域生活相談といった内容も含まれており、現時点でその内容が未確定であるなかではありますが、ケアマネジャーの業務負担も懸念されます。
これらのことを鑑み円滑な登録制移行が行われるようにするためにも、新たな登録施設介護支援、登録施設介護予防支援創設においては、現行の居宅介護支援における各種加算も考慮して、居宅介護支援相当の介護報酬上の評価を要望します。

２．居宅介護支援事業所、地域包括支援センターにおける働く環境の改善への対応
～業務の明確化による、職場環境改善、シャドウワーク防止の取組支援～

先般実施いただいた「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」中間整理においても指摘いただいているように、法定業務以外にも市区町村各種諸手続き支援や、入退院時・救急搬送時の支援等、各種の支援を求められ、業務負担軽減を図ることが必要な状況となっています。これらは今後、高齢者終身サポート事業の普及や今般の介護保険法改正で実施が期待される「頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実」によって一定の軽減が期待されますが、さらなる高齢化の進展により対象者数の増大も見通される中でもあり、シャドウワークの縮減についての進捗は、まだ見通せない状況となっています。そうした中で、一部の市区町村保険者ではホームページ等で具体例を示して、介護支援専門員の法定業務である基本的なケアマネジメント業務と本来業務以外の業務を明示して、本来業務以外の業務が依頼されないように工夫していただいている例も散見されます。こうした取組が進み、さらに、柔軟な勤務体制実現により職場環境改善等が伸展しますよう、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

３．訪問時等におけるハラスメント防止対策への支援

今般、居宅介護支援事業所において介護支援専門員の安全性が脅かされる重大な事件が発生したことを踏まえ、国による周知をはじめとして複数名訪問の補助制度を明確化いただいています。一方で、同制度の実施状況について、都道府県によってバラツキがある状況となっており、これらの安全対策上の措置がいずれかの方法で全国的に実施されますよう要望いたします。
また、当協会調査（「居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員の“やりがい”と“カスタマーハラスメント”に関する実態調査報告書（令和７年３月）」）では、ハラスメントの加害者としては利用者本人が 27.6％である一方、主介護者やキーパーソンによるものについては 44.8％となっており、特に 1 人である居宅介護支援事業所の場合では担当者の交代もできないため、対応が困難な状況にあります。このため、ハラスメント時における対応に関する重要事項説明書等での記載のみならず、行政機関の積極的な関与やバックアップ体制の構築を期待いたします。

４．大学教育等を視野に入れた資格制度の確立

介護支援専門員資格については医療・福祉に関する他の法定資格を取得後に、５年以上の実務経験を経て、介護支援専門員実務研修受講試験に合格後、 実務研修を修了し登録する仕組みとなっております。

一方、近年、介護支援専門員（ケアマネジャー）を志望するこども、学生等若年者の声を耳にいたしますが、他の資格・免許のように直接、介護支援専門員を目指すことはできません。このため希望する若者が、直接、介護支援専門員を目指し将来的に専門的技能や知識を習熟し実践することを視野に入れた、教育および資格取得制度について検討をお願いします。

以上

【出典・参考】

[i] 全国社会福祉協議会 中央福祉人材センター 福祉のお仕事 福祉分野の求人求職動向 福祉人材センターバンク 職業紹介実績報告（令和８年２月）４．有効求人倍率（分野別・職種別）（２）職種別有効求人倍率 介護支援専門員

[ii] 日本介護支援専門員協会　令和９年度介護報酬改定に向けた居宅介護支援事業所および介護予防支援事業所に勤める介護支援専門員の給与の調査、n=426　2026(令和８)年６月

[iii] 厚生労働省令和７年度介護経営実態調査　居宅介護支援　31 常勤換算１人当たり給与費　常勤 介護支援専門員

[iv] 厚生労働省令和７年度介護経営実態調査 介護老人福祉施設　37 常勤換算１人当たり給与費　常勤 介護福祉士

[v] 厚生労働省 令和７年度介護経営実態調査の概要　赤字事業所・黒字事業所数の割合（令和６年度決算） 居宅介護支援